

# 川崎医療福祉大学学位規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）及び川崎医療福祉大学学則第41条並びに川崎医療福祉大学大学院学則第34条第4項の規定に基づき、川崎医療福祉大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定める。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、次のとおりとする。

学士（医療福祉学）	修士（医療福祉学）	博士（医療福祉学）
学士（医療福祉教育学）	修士（臨床心理学）	博士（臨床心理学）
学士（臨床心理学）	修士（保健看護学）	博士（保健看護学）
学士（医療保育学）	修士（感覚矯正学）	博士（感覚矯正学）
学士（保健看護学）	修士（健康体育学）	博士（リハビリテーション学）
学士（理学療法学）	修士（臨床栄養学）	博士（健康科学）
学士（作業療法学）	修士（リハビリテーション学）	博士（医療技術学）
学士（言語聴覚療法学）	修士（医療技術学）	博士（医療福祉マネジメント学）
学士（視覚療法学）	修士（医療福祉経営学）	
学士（臨床検査学）	修士（医療秘書学）	
学士（診療放射線技術学）	修士（医療福祉デザイン学）	
学士（臨床工学）	修士（医療情報学）	
学士（臨床栄養学）		
学士（健康体育学）		
学士（医療福祉経営学）		
学士（医療データサイエンス学）		
学士（医療秘書学）		
学士（医療福祉デザイン学）		

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院の修士課程又は博士前期課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、本学大学院の博士後期課程を修了した者に授与する。

4 前項に定めるもののほか博士の学位は、本学大学院の博士後期課程を経ない者が博士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格し、かつ、本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認（以下「学力の確認」という。）された者に授与することができる。

(学位授与の申請)

第4条 本学大学院の学生が修士の学位の授与を申請するときは、学位申請書に修士論文又は特定の課題若しくは修士作品（以下「修士論文等」という。）及び論文要旨又は特定の課題の研究概要若しくは作品概要を添えて、学長に提出しなければならない。この場合において参考として他の論文等を添付することができる。

2 本学大学院の学生が博士の学位の授与を申請するときは、学位申請書に博士論文、論文要旨及び履

歴書等を添えて、学長に提出しなければならない。この場合において参考として他の論文等を添付することができる。

3 前条第4項の規定により博士の学位の授与を申請する者は、学位申請書に博士論文、論文要旨、履歴書等及び審査手数料を添えて、学長に提出しなければならない。この場合において参考として他の論文等を添付することができる。

4 本学大学院博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたのみで退学した者が、再入学しないで博士の学位の授与を申請する場合は前項の規定による。

5 学位申請書には、当該論文等の審査を受けようとする修士又は博士の学位の名称を指定するものとする。

6 いったん受理した論文又は特定の課題及び審査手数料は返還しない。

(審査の付託)

第5条 学長は、修士論文等及び博士論文の審査及び最終試験又は学力の確認を研究科委員会に付託する。

2 修士論文等及び博士論文の審査のため必要があるときは、研究科委員会は資料等を提出させることができる。

(審査委員会)

第6条 研究科委員会は、修士論文等及び博士論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行うため、審査委員会を設ける。

2 審査委員会は、研究科所属の教員のうちから研究科委員会において選出された3名以上の審査委員をもって組織する。ただし、博士論文の審査委員は博士後期課程を担当する教授から選出する。

3 審査委員会の構成は、主査1名、副査2名以上とする。ただし、審査委員のうち、主査は原則として指導教員とは別に選出する。

4 研究科委員会において必要があると認めるときは、第2項に定める教員以外の教員又は他の大学の大学院若しくは研究所等の教員等を、審査委員として加えることができる。

(最終試験)

第7条 最終試験は、提出された修士論文等及び博士論文を中心として口述又は筆記により行うものとする。ただし、審査委員会において必要があると認めるときは、これに関連する科目について試験を行うことができる。

(学力の確認)

第8条 学力の確認は、当該博士論文に関連ある専攻分野の科目及び外国語について、口述又は筆記により行うものとする。

2 第4条第4項の規定により学位の授与を申請する者が、退学してから5年以内に博士論文を提出したときは、学力の確認を免除することができる。

(審査期間)

第9条 審査委員会は、第4条第1項及び第2項の規定による学位授与の申請にかかる修士論文等及び博士論文の審査及び最終試験を在学期間内に終了させるものとする。ただし、博士の学位については、特別の事由があるときは、研究科委員会の議を経て審査期間を延長することができる。

2 審査委員会は、第4条第3項の規定による学位の申請にかかる博士論文の審査及び学力の確認をその申請を受理した日から1年以内に終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会の議を経て審査期間を延長することができる。

(審査結果の報告)

第10条 審査委員会は、修士論文等及び博士論文の審査及び最終試験又は学力の確認が終了したときは、

速やかにその結果をまとめ、文書で研究科委員会に報告しなければならない。

(研究科委員会の議決)

第11条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位授与の適否について議決する。

2 前項の議決には、研究科委員会委員の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(学長への報告)

第12条 研究科委員会が前条の議決をしたとき、研究科長はその結果を文書で学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第13条 学長は、学士の学位を授与すべきものと認めた者には、所定の学位記を授与する。

2 学長は、前条の報告に基づき修士又は博士の学位を授与すべきものと認めた者には所定の学位記を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

(博士論文の要旨等の公表)

第14条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(博士論文の公表)

第15条 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内にその論文を「川崎医療福祉大学審査博士論文」と明記してインターネットの利用により公表するものとする。ただし、学位を授与される前にすでに発表したときはこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものをインターネットの利用により公表することができる。この場合において、本学はその論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

(学位の名称)

第16条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、本学名を付記するものとする。

(学位授与の報告)

第17条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、所定の学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(学位の取消し)

第18条 学長は、本学において学位を授与された者が、次の各号の一に該当した場合には、教授会又は研究科委員会の議を経て学位を取り消し、学位記を返納させ、その旨公表するものとする。

(1) 不正の方法により学位の授与を受けたことが明らかになったとき。

(2) 名誉を汚辱する行為があったとき。

2 教授会又は研究科委員会において、前項の規定による議決をなす場合には、構成員の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年9月28日から施行する。(様式一部改正)

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、医療福祉学部医療福祉マネジメント学科、同学部医療福祉環境デザイン学科、及び医療技術学部医療情報学科に在籍する学生に対しては、なお従前の規程を適用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、医療福祉学研究科医療福祉マネジメント学専攻、同研究科医療福祉デザイン学専攻及び医療技術学研究科医療情報学専攻に在籍する学生に対しては、なお従前の規程を適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、医療福祉学部保健看護学科、医療技術学部感覚矯正学科及び同学部リハビリテーション学科に在籍する学生に対しては、なお従前の規程を適用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、医療技術学研究科臨床工学専攻に在籍する学生に対しては、なお従前

の規程を適用する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。



# 卒業証書 学位記

氏 名

年 月 日生

本学〇〇〇〇学部〇〇〇〇学科の課程を修めて本学  
を卒業したことを認め学士（〇〇〇〇学）の学位を  
授与する

年 月 日

第 号

川崎医療福祉大学長〇〇〇〇〇〇〇〇 

大学印

学位記

氏名

年月日生

本学大学院○○○研究科○○○学専攻の修士課程  
を修了したので修士（○○○○学）の学位を授与す  
る

年月日

川崎医療福祉大学長○○○○  
印

修○第  
号

様式3 博士の学位記

イ. 第3条第3項の規定により授与する学位  
(課程博士)



# 学位記

氏名

年月日生

本学大学院○○○○研究科○○○○学専攻の博士課程を修了したので博士(○○○○学)の学位を授与する

論文題目

年月日

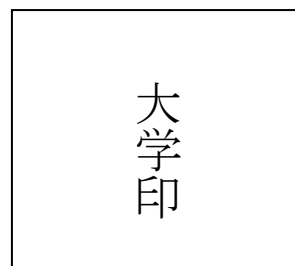
川崎医療福祉大学長○○○○

印

甲第号

様式4 博士の学位記

ロ. 第3条第4項の規定により授与する学位  
(論文博士)



# 学位記

氏名

年月日生

本学にて博士論文を提出し所定の審査及び試験に合格した  
ので博士(○○○○○学)の学位を授与する

論文題目

年月日

乙第号

川崎医療福祉大学長○○○○○  
印

専攻主任	指導教員

## 学 位 申 請 書

年 月 日

川崎医療福祉大学長 殿

研 究 科  
専 攻  
学籍番号  
ふりがな  
氏 名

年 月 日生

川崎医療福祉大学学位規程第4条第1項の規定により、下記の書類を添えて申請いたします。

記

論文題目又は特定の課題の研究題目若しくは作品題名

---

題目又は題名について、上記のとおり相違ありません。

修士論文又は特定の課題若しくは修士作品 部 ( 点)

論文要旨又は特定の課題の研究概要若しくは作品概要 部 ( 部)

参 考 と な る 論 文 等 各 1 部

様式6 博士の学位申請書 (甲)

専攻主任	主指導教員

## 学 位 申 請 書

年 月 日

川崎医療福祉大学長 殿

研 究 科  
専 攻  
学籍番号  
ふりがな  
氏 名

年 月 日生

川崎医療福祉大学学位規程第4条第2項の規定により、下記の書類を添えて申請いたします。

記

論文題目：

題目について、上記のとおり相違ありません。

博 士 論 文	部
論 文 要 旨	部
論 文 概 要	部
論 文 目 録	部
履 歴 書	部
参 考 と な る 論 文 等	各 1 部

様式7 博士の学位申請書(乙)

専攻主任	紹介指導教員

学 位 申 請 書

年 月 日

川崎医療福祉大学長 殿

ふりがな  
氏 名

年 月 日生

川崎医療福祉大学学位規程第4条第3項の規定により、下記の書類を添えて申請いたします。

記

論文題目：

題目について、上記のとおり相違ありません。

博 士 論 文	部
論 文 要 旨	部
論 文 概 要	部
論 文 目 録	部
履 歴 書	部
教 育 研 究 業 績 書	部
参 考 と な る 論 文 等	各 1 部